

(広報資料)

平成25年10月23日
都市計画局
〔担当 建築指導部建築安全推進課〕
電話 222-3613

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴う説明会の開催について

建築物の耐震化の更なる促進のため、平成25年5月29日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正・公布（平成25年11月25日施行予定）され、耐震診断の実施の義務付けや耐震改修計画の認定基準の緩和等の措置が講じられることとなりました。これにより、不特定かつ多数の方が利用する大規模な建築物等の所有者には、平成27年末までに耐震診断を実施し、所管行政庁に報告することが義務付けられ、所管行政庁がその結果を公表することとなります。

そこで、対象となる建築物の所有者の皆様には、円滑に耐震化への取組を進めていただけるよう、法律の改正の概要とそれに伴う国及び本市の取組の状況に関する説明会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

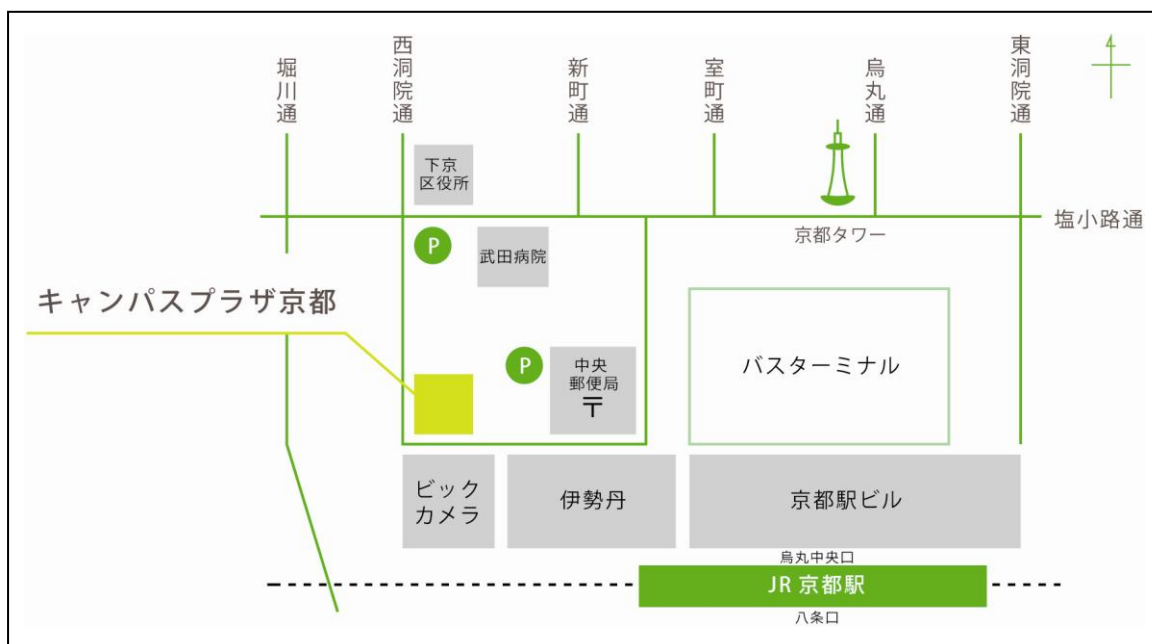
記

1 開催日時

平成25年11月8日（金） 午後2時～午後4時半

2 会場

キャンパスプラザ京都 4階 第2講義室
（京都市下京区西洞院通塩小路下る）



3 定員

200名（事前申込み不要）

※参加者多数の場合は、立見での参加となる場合があります。

4 内容

- ・法改正の主な内容について
- ・耐震診断が義務化される対象建築物について
- ・各種手続について（診断結果の報告、各認定手続）
- ・今後の予定（支援制度の見込み等）について

5 問合せ先

京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課耐震企画係

（所在地）〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

（電話）075-222-3613

（FAX）075-212-3657